

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 29 日

金 曜 日

第 4478 号

目 次

教育委員会規則	
○富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
○富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○工場又は事業場の事故に関する措置要綱の一部改正	10
○歳入の収納の事務の委託	11
○富山県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部の委託	
○片貝川水系片貝川等に係る洪水浸水想定区域等の指定	12
○黒瀬川水系黒瀬川等に係る洪水浸水想定区域等の指定	
○上市川水系上市川等に係る洪水浸水想定区域等の指定	
○小矢部川水系千保川に係る洪水浸水想定区域等の指定	13
○富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数についての一部改正	
○富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	14
内水面漁場管理委員会指示	
○平成31年度増殖目標量	15
公営企業管理規程	
○富山県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程	18
○富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程	19
公 告	
○公共測量の終了	

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 29 日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克 人

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「進路の指導」を「進路指導」に改める。

第10条第3号中「及び進路の指導」を「、進路指導及び教育相談（いじめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。）」に改め、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 幼児教育に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第15条の表富山県文化財保護審議会の項中「第190条第2項」を「第190条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（教・教育企画課）

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月29日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克 人

富山県教育委員会規則第2号

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同条第4号中「第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号」を「第2条第1項の表備考第9号若しくは第4条第1項の表備考第8号」に、「第10条の表備考第2号」を「第9条の表備考第3号」に改め、同条第8号中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。

別表第1の(1)のアの表中

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(1)のイの表中

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(1)のウの表中

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は	大学が独自に設定する科目

		目	教諭の教育の基礎 的理解に関する科 目等
--	--	---	----------------------------

に改める。

別表第 1 の(2)のアの表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(2)のイの表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(2)のウの表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(3)のアの表中

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(3)のイの表中

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(3)のウの表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(4)のアの表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(4)のアの備考中「第 5 条第 5 項」を「第 5 条第 6 項」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第 1 の(4)のイの表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(4)のウの表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(5)のアの表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目

を

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(5)のイの表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目

を

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(6)の表中

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		管理栄養士学校指定規則別表第 1 に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目

を

在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		管理栄養士学校指定規則別表第 1 に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号(第13条関係)

教育職員免許状授与証明願

富 山 県
収 入 証 紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本 籍 地
(都道府県名)

[都・道]
[府・県]

現住所

(〒) TEL

ふりがな

氏 名

生年月日

私は、次の免許状の授与を受けておりますが、その証明をしていただきたいのでお願いいたします。

1 免許状の種類	
2 教 科	
3 免許状授与の 根拠規定	
4 免許状授与年月日	
5 免許状の番号	

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記入すること。

富山県告示第147号

歳入の収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

委託した収納事務	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	所 在 地	
パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の作動手数料収納事務	公益財団法人富山県交通安全協会	富山市高島62番地1	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

富山県告示第148号

富山県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、富山県病院事業の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 委託した相手方の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷二丁目16-8 南雲ビル 2階・4階

弁護士法人館野法律事務所

2 委託内容

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）に基づく使用料及び手数料で未収のものの収納の事務

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

富山県告示第149号

片貝川水系片貝川等に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により、片貝川水系片貝川及び布施川、鴨川水系鴨川、角川水系角川、早月川水系早月川並びに中川水系中川・沖田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県新川土木センターに備え置いて縦覧に供する。

なお、平成19年6月22日付け富山県告示第313号は、廃止する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第150号

黒瀬川水系黒瀬川等に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により、黒瀬川水系黒瀬川、高橋川水系高橋川及び吉田川水系吉田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県新川土木センター入善土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成20年3月26日付け富山県告示第151号のうち、吉田川水系吉田川及び高橋川水系高橋川並びに平成20年10月24日付け富山県告示第491号は、廃止する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第151号

上市川水系上市川等に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項及び第 2 項の規定により、上市川水系上市川並びに白岩川水系白岩川、栃津川及び大岩川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおりに指定したので、同条第 3 項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県富山土木センター立山土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成19年 6 月22日付け富山県告示第 314号は、廃止する。

平成31年 3 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第152号

小矢部川水系千保川に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項及び第 2 項の規定により、小矢部川水系千保川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおりに指定したので、同条第 3 項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。

なお、平成18年11月27日付け富山県告示第 653号のうち、小矢部川水系千保川は、廃止する。

平成31年 3 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第153号

富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数についての一部改正について

富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数について（平成28年富山県告示第

429号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

第1項中「13人」を「16人」に、「9人」を「12人」に改める。

第2項中「富山児童相談所 2人」を「富山児童相談所 3人」に改める。

富山県告示第154号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成30年富山県告示第513号）の一部を平成31年3月19日付けで次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項第2号を次のように改める。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成31年1月から平成31年12月まで 若干

【まいわし】

平成31年1月から平成31年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成31年7月から平成32年6月まで (注)

【するめいか】

平成31年4月から平成32年3月まで 若干

【ずわいがに】

平成31年7月から平成32年6月まで (注)

内共第 5 号 (角川)	呉東内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第 6 号 (上市川)	中新川内水面漁 業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第 7 号 (上市川上流)	白龍漁業協同組 合	いわな	放流	3,000尾以上
		にじます	放流	3,000尾以上
		ふな	放流	1,500尾以上
内共第 8 号 (白岩川)	中新川内水面漁 業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第 9 号 (白岩川上流)	白岩川南部漁業 協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第10号 (神通川)	富山漁業協同組 合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	10,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	5,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上
内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同組 合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	6,000尾以上

		さくらます	汲み上げ放流 (親魚)	20尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業協 同組合連合会	にじます	放流	5,000尾以上
		いわな	放流	10,000尾以上
		こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg 以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業協 同組合連合会	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流(親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
		うなぎ	放流	100kg 以上
内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業協 同組合連合会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流(親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg 以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業協 同組合	あゆ	放流	1,500kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m ² 以上
		もくずがに	汲み下ろし放流 (親蟹)	100kg 以上

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル500）

2 作業期間

平成30年7月3日から平成30年8月31日まで

3 作業地域

利賀ダム工事事務所管内 利賀川流域